

【翻訳】

スポーツ活動におけるリスクマネジメント： 日本における野球観戦中の事故を中心に

石井 信輝・中村 宏美

初めに

スポーツ活動の安定的な振興を図るうえでの重要な要素の一つとして、スポーツ活動に内在する事故に対するリスクマネジメントを指摘することができる¹⁾。スポーツ事故に起因するスポーツ団体の民事責任に関する近時の日本の動向を考慮するならば、当事者であるスポーツ団体だけではなく、政府等の公的機関が講ずべき事故発生に対するリスクマネジメントは、今後のスポーツ振興を円滑に進めるための主要な課題の一つとなろう。そこで本研究においては、日本で最もポピュラーなスポーツである野球観戦中の観客の事故に関する一連の判決、および判決後のスポーツ団体の事故防止への取り組みに関して、日本の(スポーツ)法制全般を視野に入れながら、検討することとした。

日本の(スポーツ)法制

1) スポーツ事故の防止に関する法規定等

日本における最高法規は日本国憲法である。この最高法規は、スポーツに関する条文を持たないので、スポーツ領域における基本法は、スポーツ基本法が担うこととなる。同基本法は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と、その前文で規定し、スポーツ活動の意義を高らかに謳っている。また、その第十四条は「スポーツ事故の防止等」に関して、以下のように規定し

¹⁾ 石井信輝「スポーツ活動中の事故に起因する民事責任をスポーツ団体が負担する可能性：近時のフランスの動向を中心に」『体育学研究』58巻2号、2013、637-662頁。

ている：「国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」。このように日本政府においても、スポーツ活動中の事故防止は、スポーツ振興政策を推進する上で重要な一つの課題であるとの認識をもっているといえよう。

2) 野球観戦に伴う損害賠償請求

（プロ）野球観戦中の観客に打球等が当たって負傷し、その損害の賠償を求める場合、まず想定されるのは、ボールを打った本人に対して訴訟を提起することである。このようなケースでは、不法行為責任を定める民法709条に基づき訴えが起こされる。同条は「不法行為による損害賠償」について次のように規定している：「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」。

しかしながらこれまでの日本の裁判においては、打者本人の責任が問われたケースは存在しない。その代わりとして、イベントを主催するプロ野球球団、または当該球場の占有者もしくは所有者に対して損害の賠償が請求される。これら三者に対する損害賠償請求においては、「球場の安全性」が争点となる。この点に関しては1) 建物の構造上の安全性の確保（例えば、防球ネットの設置）と、2) プロ野球（イベント）を主催する上での安全性の確保（例えば、場内アナウンスによるファウルボールに対する注意喚起）ということに分けられる。前者が争点になる場合には、「土地の工作物等の占有者及び所有者の責任」を規定する、民法717条が適用される。同条1項はその責任について、以下のように規定している：「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」。ただし、球場の所有者が国や地方公共団体である場合には、国家賠償法第2条を適用することも可能である。同条1項は「国や地方公共団体の責任」について、次のように規定している：「道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」。なお、民法717条1項にいう「瑕疵」

と、国家賠償法2条1項にいう「瑕疵」は同義であると思料される²⁾。

他方、「プロ野球を主催する上での安全性の確保」が争点になる場合には、前述の民法709条を援用し、観客が安全に試合を観戦できるように施設を管理、運営する注意義務を怠っていないかを争点に訴訟を提起することができる。それに加え、「債務不履行による損害賠償」を定める、民法415条を援用することも可能である。同条1項は契約上の責任の発生について、以下のよう規定している：「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」。

このように、プロ野球観戦中の事故における責任の所在を争う裁判においては、1)観客が安全に試合を観戦できるように施設を管理、運営する注意義務を怠っていなかったか、2)球場に設けられていた安全設備等が、プロ野球の観戦のために通常有すべき安全性を有していたか(瑕疵がなかったか)を争点に、それぞれに対応する法が適用されることとなる。

裁判例の紹介

前章で指摘した通り、野球観戦中の事故における争点は、1)観客が安全に試合を観戦できるように施設を管理、運営する注意義務を怠っていないか、2)球場に設けられていた安全設備等が、プロ野球の観戦のために通常有すべき安全性を有していたか(瑕疵がなかったか)である。本章においては、これらの点に関して、裁判例をもとに検討を深める。

1) 原告(被災者)の訴えを棄却した事例

ケース1：仙台地判平成23年2月24日判例集未搭載(平成21年(ワ)第716号)

原告は、球場の3塁側内野席でプロ野球の試合を観戦中、ファールボールに直撃されて負傷した。そのため、球場の所有者である宮城県に対し、国家賠償法2条1項に基づき、球場を管理、運営していたプロ野球球団に対し、民

²⁾ 例えば、そう説示する裁判例として：仙台地判平成23年2月24日判例集未搭載(平成21年(ワ)第716号)。

法717条1項に基づき、損害賠償金の払いを求めた。これに対して仙台地裁は、「本件球場において、内野席フェンスの構造・内容は、本件球場で採られている安全対策と相まって、観客の安全性を確保するために相応の合理性があるといえるから、本件球場における内野席フェンスは、プロ野球の球場として通常備えているべき安全性を備えているものと評価すべきである」として（判決に関する詳細は以下に記載）、請求を棄却した。また控訴審（仙台高判平成23年10月14日判例集未搭載（平成23年（ネ）第169号）においても原判決を維持し、控訴を棄却した。

仙台地方裁判所判決の詳細：

判決文においてはまず、プロ野球の試合がシーズンを通じて行われる球場施設における「瑕疵」の有無を判断するためには：「プロ野球観戦に伴う危険から観客の安全性を確保すべき要請と観客側にも求められる注意の程度、プロ野球の観戦にとって本質的要素である臨場感を確保するという要請などの要素の調和の見地から検討することが必要である。」との見解を示した。そのうえで、原告が座った席の安全性(A)や球団が採用した安全措置(B)について、以下のように検討している。

A：内野席フェンスの構造・内容（本件球場で採られている安全対策を含む）の安全性

あ) 内野席フェンスの設置状況

・建築基準法などの法令や、公認野球規則（プロ野球コミッショナー事務局内に設置された日本野球規則委員会が制定する野球の公式ルール）に具体的な定めは存在しないが、日本体育施設協会が定める「屋外体育施設の建設指針」に照らして、本件球場における内野席フェンスの高さは、基準を満たしている。

・平成20年において、プロ野球の公式試合が開催された13球場の内野席フェンスの高さの平均が約4.59メートルであり、これに対し、本件球場の内野席フェンスの高さは、4.29メートルないし4.79メートルであるから、他の球場との比較において平均的な高さを保っているといえることができる。

→これらのことから、本件球場は、プロ野球の球場に求められている社会通念上の安全性を備えているといえることができる。

い) 球場において採られている安全対策：

・内野席には1塁側と3塁側を合わせて合計約30枚、球場外の外周エリアには約20枚の「ファールボールにご注意ください」と記載された看板が設置さ

れている。

- ・イニング間において「ファールボールにご注意ください」と記載されたプラカードを持った職員が観客席を巡回。
 - ・試合開始約30分前にファールボールへの注意喚起を促す動画を電光掲示板で放映。
 - ・試合中においては、ファールボールが観客席に入った場合の全てにおいて、電光掲示板に「あぶないっ！ボールの行方には十分ご注意ください。」との静止画像を示す；注意喚起のアナウンスを実施。
 - ・ファールボールが観客席に入る際には、警笛（ホイッスル）を鳴動させる。
- これらは、本件球場における内野席フェンスによる安全対策を補うものとして、有用で合理的な措置といえることができる。

う) 臨場感：

- ・本件球場が開設された平成17年の4月から7月までの間に、内野席を中心として1日数件程度、視線障害についての苦情があり、また、同年のシーズンオフの年間購入席の契約更新時においても、視線障害を理由とした解約が14件、購入席の移動が39件あるなど、ネガティブな反響があった。
- 観客の安全性の確保を目的として、内野席フェンスの高さを上げる等の措置を講じることは、かえってプロ野球観戦の本質的要素である臨場感を損なうことにもなりかねない。

以上のことから、本件球場について、「設置又は管理の瑕疵」及び「設置又は保存の瑕疵」が存在するとは認められない。

B：被告球団の不法行為責任

「Aのい」において示された安全対策の内容からいって、被告プロ野球球団は観客の安全に相応の注意を払うべき義務を履行していたものと認められるから、不法行為上の注意義務に違反したとは認められない。

ケース2：千葉地判平成23年10月28日判例集未搭載（平成22年（ワ）第631号）

原告は、被告（野球球団）の管理する野球場の客席（外野席）において、被告主催のプロ野球の試合開始前の打撃練習中に顔面に打球を受け右眼球破裂などの傷害を被った。これは被告が、危険な状態の野球場に観戦客を入場させ（入場制限措置をとらず）、十分に打球の危険を認知させるべき措置を怠った過失によるとして、被告に対し、不法行為による損害賠償を請求した。

本件について千葉地裁はまず、1)「打撃練習では、試合中よりは打球が外野席に飛来する頻度は高いとしても、打球衝突の危険性が飛躍的に高まるほどであったとはいえない。」；2)「太陽光により打球を見失う危険性が常に存在することは、観戦客にとっても周知の事実であり、打球を見失った場合には、下を向く、かがむ、頭や顔を手で覆う、飛来してくる気配を感じたら避けるなどの方法で、危険を回避することは可能である。」として、「入場制限措置」の必要性を否定した。続いて、「打球が観客席にまで飛来した際に笛を吹いて注意喚起をするための係が配置されており、打球の落下点を示す旗揚げ係を設置するまでの義務はない」として、打球衝突の危険を認知させるべき義務を怠った過失があるとはいえないとした。以上を理由に、原告の訴えを退けた。

ケース3：神戸地判尼平成26年1月30日判例集未搭載（平成24年（ワ）第947号・平成25年（ワ）第67号）³⁾

原告は甲子園球場でプロ野球の試合を3塁側内野席で観戦していた。その際、投手の投げた球を打ったバットが折れ、その折れたバットがフェンスを越えて飛来して内野席に飛び込み、原告の顔面右頬部に突き刺さった。このため、同球場を管理・運営している被告A社に対し、フェンス設置義務等を怠ったなどとして、不法行為に基づく損害賠償金の支払いを求めた。また、被告球団（試合の主催者）に対しは、観客に注意を喚起する義務を怠ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償金の支払いを求めた。

神戸地裁尼崎支部は、1)本球場のバックネットや内野フェンスの高さは、公益財団法人日本体育施設協会屋外体育施設部会が定める「屋外体育施設の建設指針」を満たしている；2)観客に対し、試合中に観客席への飛来物により観客に危険が生じるおそれがあることを知らせ、試合の動向に注意を促すことによって、折れたバットに対しても注意を促している；3)観客の側にも危険回避のために、打球のみならず、バットに対しても相応の注意が求められる；4)本件球場のバックネットの幅を広げたり、内野フェンスの高さを上げる等の措置を講じることは、プロ野球観戦の本質的要素である臨場感の確保との関係で困難な面があるといわざるを得ない、ことを理由に、球場のバックネットないし内野フェンスに民法717条1項の設置の瑕疵が存在す

³⁾ 畑中久彌「観客席に飛来した折れたバットによる負傷と球場所有者・球団の損害賠償責任」新・判例解説 Watch16号63頁。

るとは認められないと判示した。一方、「折れたバットが観客席に飛び込んでくる可能性について観客に注意を喚起する義務」を怠った過失もないとした。何故ならば上述の2)で示した通り、被告は観客に対して「注意喚起」をしているためである。また観客には、「打球のみならず、バットにも注意を払うことが求められている。」ことから、観客に注意を喚起する義務を怠った過失があったとは認められない。

以上の結果、不法行為責任に基づく損害賠償請求には理由がないとし、原告の訴えを棄却した。また、同地裁は本件試合の主催者である球団の責任も次の理由から否定した：受託者である被告阪神電鉄に、折れたバットが観客席に飛び込んでくる可能性について観客に注意を喚起する義務を怠った過失があったとは認められないのであるから、委託者である被告阪神タイガースにも上記義務を怠った過失があったとは認められない。

以上3つのケースから、以下のような結論を導くことができよう。1)日本体育施設協会が定める「屋外体育施設の建設指針」に照らして、球場におけるフェンスの高さ等が基準を満たしており；2)球場において採られている安全対策(球場でのアナウンス等)が適切になされていれば、フェンスを越えた打球が観客に当たり、負傷させたとしても、球場の管理・運営者の民事責任が必ずしも問われることはない。何故ならば、プロ野球の試合がそのシーズンを通じて恒常的に行われることが予定される球場施設における「瑕疵」の有無を判断するときには、「臨場感の確保」と「観客自身の危険回避行動」も重要な材料となるためである。

2) 原告の訴えを容認した事例

ケース4：札幌地平成27年3月26日判例時報2314号49頁⁴⁾

原告Xは、保護者の同伴を前提として小学生を球場に招待する、プロ野球球団の企画に応じて、夫と長男(10歳)、長女(7歳)および次男(4歳)とともにプロ野球の試合の観戦に訪れていた。なおXは、野球についてほとんど知識も関心も無く、ファウルボールの危険性もほとんど理解していなかった。試合を観戦中、打者の打ったファウルボールがXの顔面に直撃し右目を失明した。そのためXは、被告らがファウルボールから観客を保護する安全設備

⁴⁾ 夏井高人「プロ野球試合中のファウルボールによる失明事故と損害賠償責任〈労働災害・労働事故と損害賠償責任89〉」判例地方自治393号90頁；畑中久彌「ファウルボールによって負傷した観客の損害賠償請求が認容された事例」新・判例解説 Watch17号95頁。

の設置等を怠ったことが原因であるなどと主張し、損害賠償を以下の三者に求めた：①本件試合を主催したA球団、②本件ドームを占有するB株式会社、および③本件ドームを所有するC市。

札幌地裁は、「本件原告のように野球のルールを知らない者も観戦に訪れるのであり、それらの者にも安全に楽しむことができるだけの安全対策が施されるべきである」として、「臨場感の確保」に過度に偏ることは調和に欠けると説示した。そのうえで同地裁は、「本件ドームでは、1) (被害者が着席した)座席付近の観客席の前のフェンスの高さは、本件打球に類するファウルボールの飛来を遮断できるものではなく、2)これを補完する安全対策においても、打撃から約2秒のごく僅かな時間のうちに高速度の打球が飛来して自らに衝突する可能性があり、投手による投球動作から打者による打撃の後、ボールの行方が判断できるまでの間はボールから目を離してはならないことまで周知されていたものではない」ため、「本件ドームに設置されていた安全設備は、ファウルボールへの注意を喚起する安全対策を踏まえても、本件座席付近にいた観客の生命・身体に生じ得る危険を防止するに足りるものではなかった」として、「本件ドームに設けられていた安全設備等の内容は、本件座席付近で観戦している観客に対するものとしては通常有すべき安全性を欠いていたものであって、工作物責任ないし营造物責任上の瑕疵があった」と認めた。それを理由に同地裁は、被告A球団、B株式会社およびC市に対して原告への損害賠償を命じた。また、「免責条項に基づきファウルボールに起因して観客に生じた損害について責任を負わない」とのA球団の主張に対しては、「本件事故により原告に生じた損害は、本件ドームの設置及び管理に瑕疵が存在したことが原因であり」、「野球契約上の安全配慮義務違反があったものと認められる。」として、同球団が損害賠償責任を免れることはできないと判示した。

これに対して、札幌高判(控訴審：平成28年5月20日判時2314号40頁)⁵⁾は、本件ドームについての「瑕疵」について、「本件ドームにおける内野フェンスの高さは、公益財団法人日本体育施設協会が作成した「屋外体育施設の建設指針」及び他のプロ野球の球場におけるフェンス等と比較しても、特に低かったわけではない。また、本件ドーム(特に本件座席付近)における内野フェンスは、本件ドームにおいて実施されていた他の安全対策を考慮すれば、

⁵⁾ 畑中久彌「ファウルボールによる観客の負傷と球場の瑕疵及び球団の安全配慮義務」新・判例解説 Watch (法学セミナー増刊) 20号99頁。

通常の観客を前提とした場合に、観客の安全性を確保するための相応の合理性を有しており、社会通念上プロ野球の球場が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえない」として、本件ドームに民法717条1項ないし国家賠償法2条1項所定の「瑕疵」があったとは認められない」と、札幌地裁の判断を覆した。そして、被災者の工作物責任ないし营造物責任上の瑕疵に基づく札幌市・札幌ドーム・ファイターズに対する損害賠償等請求は、いずれも理由がない」と判示した。

ただし、原審が容認したプロ野球球団の野球観戦契約上の安全配慮義務違反の有無については、これを次の理由から認め、同球団は被災者に対し、債務不履行に基づく損害賠償責任を負うとした：「招待した小学生及びその保護者らの安全により一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていたものと解するのが相当であるところ、ファイターズは、安全対策を講じていたとは認められない」。なお、「本件事故の発生については、被災者側（被災者の夫を含む）にも過失があったものと認められ、そして、本件事故における過失割合は、ファイターズが8割、被災者側が2割と認めるのが相当であるとした」。

検討

プロ野球の試合がシーズンを通じて行われる球場施設における「瑕疵」の有無について判断する際には、まず、次のような原則が示される：「プロ野球観戦に伴う危険から観客の安全性を確保すべき要請と観客側にも求められる注意の程度、プロ野球の観戦にとって本質的要素である臨場感を確保するという要請などの要素の調和の見地から検討すること。」。したがって、具体的に検討すべき材料は以下の4点に集約できよう：1) 日本体育施設協会が定める「屋外体育施設の建設指針」を満たしているかどうか；2) 球場で採用されている安全対策（ファウルボールへの注意喚起等）の合理性；3) 観客がとった危険回避のための行動；4) 臨場感の確保。これらのことを総合すると、完全にファウルボールが観客席に入らないような構造に球場を整備することまでは必要はなく、また、仮にファウルボール等が観客に損害を引き起こしたからといって自動的に、球場の管理・運営者の責任が問われることもない。むしろ、札幌地裁の判決以前は、ファウルボール被災者の訴えは認められてこなかったことから、日本の裁判所は「臨場感の確保」や「観客の危険回避の

ための行動」(言い換えれば「危険の引き受け」)を考量して、判決を下してきたということができよう。

このことは、日本の裁判所も米国同様、いわゆる“ベースボールルール”⁶⁾を容認してきたことを示している。このルールの下では、球団等の免責が認められるので、試合の組織者は上記のようなケースでは、(民事)責任を問われることは原則としてなかった。ただし、米国においてもベースボールルールが必ずしも是認されないケースが見受けられるようになり⁷⁾、これは札幌地裁・高裁の判決が出された日本と符合する傾向である。

ところで、プロ野球球団および球場所有者の責任を、球場の「瑕疵」に基づき初めて肯定した札幌地裁は、「屋外体育施設の建設指針」を満たしていることや、球場内で一般的に施されているファールボールに対する注意喚起だけによって、球場に「瑕疵が無い」とするには不十分であるとした。なぜならば、「野球のルールを知らない者も観戦に訪れるのであり、それらの者にも安全に楽しむことができるだけの安全対策が施されるべきである」からである。すなわち、ベースボールルールを単純に適用するのではなく、球場の瑕疵の有無を判断する際には、個別のケースを丁寧に検討すべきであると判示したということができよう。一方、球団らの控訴を受けた札幌高裁の判決では、球場の瑕疵の存在自体は否定されたが、野球観戦契約上の安全配慮義務違反を肯定し、プロ野球球団の被災者に対する損害賠償を容認した。これらのことから、「プロ野球の観戦に際しては通常、観客は常時ボールに注意し回避措置をとる義務があり、その義務を尽くして避けられる打球の範囲内では施設面での臨場感を優先して良い」ということが、改めて確認されたことになる。すなわち、適切な注意喚起を行うことを前提に、スタンドの観客保護用ネットを低く抑えることは、法的な問題にならないということである。この高裁判決によって、少なくとも球場を改修する必要性はなくなったことから、この点に関してはプロ野球の興行を行う側にとって不利な結論ではなかったといえよう。

ただし、注意義務を十分に果たすことができない札幌のケースのような被

⁶⁾ Juliano J. and Healey A.C. (2009) Update: ballpark liability and the baseball rule. Legally Speaking (Winter). Retrieved March 22, 2016 from (http://www.legallyspeakingonline.com/archive_winter09-10_update.html)

⁷⁾ ジョージア州控訴裁判所は、「ベースボールルール」はジョージア州の法律ではないとするフルトン郡裁判所の判決を支持している (*Atlanta National League Baseball Club Inc. v. F. F. Individually et al.*, A140398 [Georgia Court of Appeals, 2014])。

災者（観客）に対しては、ファウルボールの危険が高い席があること等の追加的な安全配慮が今後必要となることが、判示された。すなわち、試合を組織する者の訴訟リスクは確実に増加していると指摘できよう。したがって、この種のリスクに対処するため、また何より被災者の救済のためにも保険制度を一層整備することが必要である。このような保険制度の整備を含め、スポーツ活動に伴うリスクをマネジメントすることは、先に示した通り政府のスポーツ振興政策上の重要な課題でもあるといえよう。実際、スポーツ基本法の第八条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。」と規定している。確かに、政府がスポーツ活動を主催するスポーツ団体が負担する可能性のある民事的な責任をカバーする保険制度を構築するような措置、すなわちリスクマネジメントを講じることは、費用の問題等かなりハードルは高いであろう。しかしながら、スポーツ活動を主催する団体、その雇用者、およびその活動の実施者の民事責任を補う保険に加入することを、法律によって義務付ける国もあり（フランス スポーツ法典：Code du sport, L.321-1条）、達成不可能な課題ではないと考えられる。実際日本においても2015年に、日本スポーツ安全協会からスポーツ振興団体（総合型地域スポーツクラブ、体育協会、競技団体etc…）の民事責任リスクに備えるための保険が創設されるに至っている⁸⁾。このような保険の創設は事故リスクに対するマネジメントの第一歩であり、今後さらにそのようなネットワークを強固にしていく必要があると考えられる。

（本稿は「The Educational Review, USA」誌に掲載予定の原稿の日本語訳である。）

⁸⁾ スポーツ・文化法人責任保険（2020年4月16日閲覧<http://www.sportsanzen.org/hojin/>）。